

令和7年5月7日

事業者 各位

公益社団法人 滋賀労働基準協会東近江支部長

安全衛生推進者養成講習会の開催について

時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部の事業運営に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第12条の2では中小事業場における安全衛生管理体制の充実を図るため、安全管理者、衛生管理者の選任を必要としない **10人以上50人未満の労働者を使用する事業場**において、安全衛生業務を担当する **安全衛生推進者を選任しなければならない**ことになっています。

つきましては、滋賀労働局の登録を受けて(登録番号; 滋第4号・登録有効期限; 2029年3月30日) 下記のとおり安全衛生推進者養成講習会を開催しますので、**貴事業場担当者の受講と共に、関係する構内協力会社の担当者の受講**についてもご配慮をお願いいたします。

なお50名以上の事業場におかれても、ライン現場部門の安全衛生推進担当者の日常活動に必要な知識となりますので、是非受講いただきたく併せてお願い申し上げます。

記

- 日時 1日目 7月2日(水)10:00~17:00 (着席は5分前、遅刻は失格になります)
2日目 7月3日(木)10:00~17:00
- 会場 竜王町公民館 (蒲生郡竜王町小口 276-1) 定員: 56名
- 受付開始 5/20(火)8:30 FAX 先着順 (フライングは翌日回しになりますのでご注意ください)
- 締切 申込み、入金とも開講日の **10日前** (定員40名で〆切りになります)
- 講習科目 ①安全管理 ②健康の保持増進
③作業環境管理及び作業管理 ④安全衛生関係法令
⑤リスクアセスメント ⑥安全衛生教育
- 受講料 **11,880円** (消費税、テキスト代込み)
*受講料は請求書と受講票が届いてからお支払いください。(受付処理後に郵送します)
(注1) 振込手数料は申込者の負担でお願いします。
(注2) 振込の場合、領収書は原則発行しておりませんが、必要であればHPに専用の依頼書がありますのでダウンロードしてご利用ください。
(注3) 現金の場合は当支部までご持参願います。(要事前連絡)
(注4) 受講料は各開講日の **10日前までに**当支部へ現金を持参いただくか、請求書に記載の銀行口座へお振込みください
*〆切日後も未入金の場合は **キャンセル扱い**とします。
- 申込み方法 FAX でお申込みください。(受付開始日時をお守りください)
- その他
 - ① 受講の取消・受講者の変更は、ホームページのバナー「東近江支部専用 取消・変更連絡書」をクリックしPDFに記載の内容に従って手続きしてください。
 1. 受講の取消・日程変更は、開講日の1週間前まで。
 2. 受講者の変更は、受講日の前日16:30まで受付けます。
 - ② 講習終了後「修了証」を交付しますので、必ず認印を持参してください。
 - ③ 災害発生時や悪天候、特別警報の発令等により開講を「中止」する場合があります。
概要は当協会のホームページ◆気象庁より特別警報発令時における講習会の取り扱いについて◆でご確認ください。

以上

